

### 東金市議会議長 土肥紀英氏のご逝去



故土肥紀英 議長

土肥紀英議長(55歳)は、去る9月25日逝去されました。

故議長は、平成25年4月市議會議員に当選されてから、10年有余にわたり活躍され、この間、議長・副議長などの要職を歴任、議会人として地方自治の進展と、本市の発展に大きな功績を残されました。  
ご冥福をお祈りいたします。

### 納め忘れていた税金はありませんか

## 県下一斉滞納整理強化期間

私たちが利用する公園・学校などの公共施設、教育・警察といった公共サービスなどは、皆さんが納めている税金で支えられています。多くの方は納期限までに納税されていますが、残念ながら一部の方が滞納している状況です。

市税・収税課

☎(50)11227

そこで、県と県内全54市町村では10月から12月までを「県下一斉滞納整理強化期間」として、滞納者に対し勤務先・取引先・金融機関などへの調査・差押え、自宅の搜索などの滞納整理に重点的に取り組みます。

税金は納期限までに、必ず納めましょう。

### 問い合わせ

・県税II各県税事務所または  
県税課

☎043(223)2127



▶自動車差し押さえた様子



## 市の財政状況の公表

令和4年度決算に係る健全化判断比率および資金不足比率を公表します。

◆健全化判断比率=いずれも早期健全化基準などを下回っています。【単位：%】

	東金市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.92	20.00
連結実質赤字比率	—	17.92	30.00
実質公債費比率	3.1	25.0	35.0
将来負担比率	12.9	350.0	

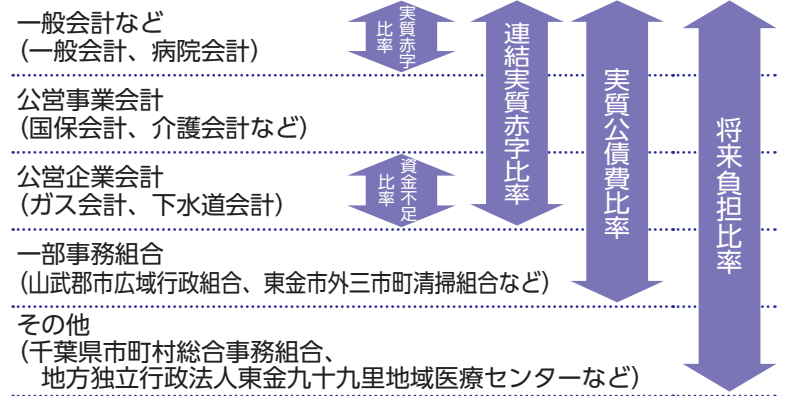
※実質赤字比率および連結実質赤字比率とも赤字額が生じていないため、「—」と表示しています。

◆資金不足比率=いずれも経営健全化基準を下回っています。【単位：%】

	東金市の比率	経営健全化基準
ガス事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	

※いずれの会計も資金不足が生じていないため、「—」と表示しています。

◆比率の対象範囲



詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ▶財政課 ☎(50)1124

### 集まれ!!

## 東金産

市外の方からも人気の高い「東金市の特産品」。

「集まれ!!東金産」コーナーでは、さまざまな特産品を紹介していきます。

## 東金産の新米



市内ではコシヒカリやふさこがねなどさまざまな品種が栽培されています。豊かな自然の中で育ったお米はツヤがあり、粒が大きく、甘味があるのが特徴です。

そのまま食べてもおいしいですし、おにぎりにして食べるのもオススメです。東金で育った秋の新米をぜひご賞味ください。

### 米粉を使ったお菓子

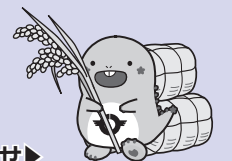
道の駅みのりの郷東金では、東金産の米粉を使用したケーキや焼き菓子のギフトセットを販売しています。可愛いバスケットでのセットやギフトボックスをご用意しています。ケーキは東金メロン、東金いちご、東金柚子の3つのフレーバーがあります。プレゼントにぜひ!



▲米粉を使ったお菓子



▲道の駅 みのりの郷東金の「新米まつり」



問い合わせ▶

道の駅 みのりの郷東金 ☎(53)3615

### 募集 交通指導員

交通指導員ボランティアを募集しています。紙芝居や腹話術にチャレンジしたい方を歓迎します。興味がある方は、お問い合わせください。

対象▶市内在住の方(原則75歳未満)

募集人数▶10名程度

活動内容▶交通安全運動期間中の啓発活動、小学校などの周辺道路や交差点における街頭監視活動、

小学校などでの交通安全教室の開催など  
申込・問い合わせ▶東金交通安全協会

☎(52)1596

### 募集 千葉県地球温暖化防止活動 推進員

県では、地球温暖化対策の普及啓発活動を行うボランティアを募集しています。節電やごみの減量など、日常生活でできる温暖化対策を行いながら、地域イベントへの参加などさまざまな活動を行っています。

申込方法▶①ホームページから応募申請書をダウンロードし、郵送またはFAX②ちば電子申請サービスから申し込み  
締切▶10月31日(火)

問い合わせ▶県地球温暖化防止活動推進センター

☎043(246)2180



▲県ホームページ

### お知らせ 国民健康保険 医療費の一部 負担金の減免・徴収猶予

災害などの特別な理由により、入院などの医療費の一部負担金を支払うことが困難と認められるときは、世帯主の申請により一部負担金の減額・免除・徴収猶予が受けられる場合があります。

#### ◆特別な理由

①震災、風水害、火災などにより死亡し、もしくは心身に障がいを受け、または資産に重大な損害を受けたとき

②干ばつ、冷害などによる農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき

③事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき

④その他、①～③に類する事由があったとき  
問い合わせ▶国保年金課 ☎(50)1250